

東京都立城南特別支援学校 いじめ・体罰防止委員会設置要綱

(設置の目的)

第1条 「どこでも」「誰にでも起こりうる」問題であるという認識に基づき、児童・生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめや体罰が行われなくなるようにするために、学校全体で組織的に未然防止及び早期発見に取り組み、もし問題が発生したと考えられる場合は、適切かつ迅速に対処することを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 防止に向けての情報収集・企画・立案
- 2 児童・生徒の状況把握自助
- 3 事実を把握した際の対応
- 4 関係機関との連絡会等への出席・情報交換等

(委員構成)

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 1 委員長は、校長をもって充てる。
- 2 副委員長は、副校長をもって充てる。
- 3 委員は、経営企画室長、主幹教諭、各学部主任他、校長の判断により他の教職員、養護教諭、外部有識者等とする。

(会議)

第4条 委員長は、原則として委員会を各学期に1回・年間3回開催する。ただし、問題が発生した際は、直ちに校長は校内委員を招集し、臨時で会を開く。委員長が不在のときは、副委員長がその職を代理する。

(意見の聴取)

第5条 委員長は、会議に際し、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、副校長及び学校経営企画室長が処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。